

平成30年度利用者負担額(保育料)

<教育標準時間認定子ども(幼稚園及び認定こども園)>

	階層区分	福岡市利用者負担額 (保育料)
A	生活保護世帯	0円
B	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む)	3,000円
C	市民税 所得割課税額 77,100円以下	14,100円
D	市民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
E	市民税 所得割課税額 211,201円以上	23,900円

※小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります(B階層、C階層は除く)。

※B階層については、最年長の子どもから順に2人目以降については0円となります。

※C階層については、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

※ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯等については、B階層は0円、C階層は3,000円となります。また、最年長の子どもから順に2人目以降は0円となります。

※満3歳児クラスは、3歳の誕生日の月までは従来通り28,000円、それ以降は上記保育料になります。